

就学援助の内容(年間予定額)^{※1}

援助費目	支給通知 ※2	対象者	支給時期			合計 (年間予定額)	生活保護世帯 支給項目	
			7月末 または9月末	11月末	2月末			
学用品費 通学用品費	無	小学1年	4,280円	4,200円	3,150円	11,630円	×	
		小学2~6年	5,080円	5,040円	3,780円	13,900円		
		中学1年	8,310円	8,240円	6,180円	22,730円		
		中学2・3年	9,110円	9,080円	6,810円	25,000円		
卒業アルバム代等		小学6年	上記支給時期のうち認定通知後の最初の支給日に支給			11,000円	11,000円	○
		中学3年				8,800円	8,800円	
校外活動費		小学生				2,100円	○	
		中学生				3,310円		
体操服費 水泳着費		小学1年				5,350円	○	
		中学1年				5,970円		
新入学児童生徒 学用品費	小学1年				57,060円	×		
	小学6年	3月頃			63,000円			
泊を伴う校外活動費	有	小学生(参加者)	12月以降 学校別に順次支給		限度 3,690円	×		
		中学生(参加者)			限度 6,210円			
小学生(参加者)		12月以降 学校別に順次支給		限度 22,690円	○			
中学生(参加者)				限度 59,000円				
通学費 ^{※3}		学校長が認める者	3月頃			実費額相当	×	
自転車通学費 ^{※3} (中学校のみ)		学校長が認める者	3月頃			限度 4,730円	×	
体育実技用具費 (中学校のみ)		中学1年の 用具購入者	3月頃			実費(限度あり)	×	
給食費 ^{※3}		無	小学生	現物をもって支給		—	×	
			中学生 (給食申込者のみ)	現物をもって支給		—		
			対象の病気の児童生徒	学校病医療券の発行		—		○
医療費 ^{※3}								

※1 年度途中から認定された方の支給額は、年間予定額より少なくなります。

※2 支給通知が「有」の費目については、支給前に明細書を郵送します。

※3 通学費、自転車通学費、給食費、医療費については、神戸市立の小・中学校および義務教育学校に通っている方のみ支給されます。

◇新入学児童生徒学用品費
小学校：4月から認定されている小学1年のみ支給します（入学前支給対象者は除く）。
中学校：小学6年の3月に支給します。ただし、中学1年の4月から新たに認定された生徒は中学1年で支給します。

◇泊を伴う校外活動費
行事に参加した児童生徒のみ支給します。（小・中学校在籍中に各1回ずつ）
行事の例・・・小学6年の冬季野外活動や中学2年の野外活動

◇修学旅行費
行事に参加した児童生徒のみ支給します。（小・中学校在籍中に各1回ずつ）

◇通学費
学校長が認める交通機関を利用し通学している児童生徒を対象に、合理的及び経済的経路による実費額相当を支給します。別途、届出が必要です。学校へお問い合わせください。

◇自転車通学費
学校長が自転車通学を認めた生徒に対し、自転車通学にかかる経費の一部を支給します。別途、届出が必要です。学校へお問い合わせください。

◇体育実技用具費
柔道または剣道の授業を受けている生徒で、用具を学校にて一括購入した場合のみ対象です。（限度額・・・柔道7,650円、剣道52,900円）

◇医療費
(学校病医療券の発行による援助)
むし歯、慢性副鼻腔炎、アデノイド、中耳炎（滲出性中耳炎は除く）、結膜炎（アレルギー性結膜炎は除く）、トラコーマ、膿痂疹（とびひ）、白癬、疥癬、寄生虫病のみ対象となります。対象の病気の場合は、医療券をお渡ししますので、学校にお申し出ください。医療機関を受診するときには学校病医療券を窓口で提出し、健康保険証もご持参ください。学校病医療券によって自己負担分を援助します。